

◆都の現状

- 都内全区市町村が関係機関等で構成されるネットワーク(要対協等)を設置
 - ※要対協:地域の関係機関等が子供や家庭に関する情報や考え方を共有し、連携し対応する機関(児童福祉法25条)
- 子供家庭支援センターが要対協の調整機関を担当
 - ⇒増大する登録ケースの進行管理や関係機関との頻繁な会議開催の負担の重さ
- 児童福祉法では、要対協は関係機関等に対して情報提供等の必要な協力を求めることができると規定されているが、関係機関の応諾については努力義務とされているため、協力が得られず調査が円滑に進まないことも発生
- 要保護児童対策地域協議会の体制と機能の強化を支援
 - ⇒要対協事務クランク配置支援(H31)、地域ネットワーク巡回支援事業(H29)

◆国の動向等

- ・ 児童福祉法の改正
 - ⇒要対協の法定化(平成16年12月施行)、要対協の設置の努力義務化(平成21年4月施行)、要対協調整機関に専門職の設置や研修の実施等により専門性確保(平成29年4月施行)

◆児童虐待死亡事例等検証部会報告書

- ・ 関係機関の情報共有・連携の不足
 - ⇒個別ケース検討会議等を活用し関係機関間で迅速、適切に情報共有し、アセスメントすることが必要
 - ⇒地域の関係機関が主体的かつ協働して支援することが重要

◆海外における参考事例[イギリス]

- ・ LSP(Local Safeguarding Partners)
 - ⇒地域の多機関協働による支援の委員会。CSC(Children Social Care)、警察、保健は参加の法的義務がある。各機関で影響力がある代表者が兼任ではなく専任で組織を構成。子供の安全保障と権利擁護という同一のポリシーの下、施策の検討や支援内容の評価・改善勧告、死亡事例の検証等を行う

要保護児童対策地域協議会の機能強化【施策の方向性（案）】

地域ネットワーク強化のために、要保護児童対策地域協議会の機能強化・体制強化を推進

◆ 迅速、的確なケース支援に資する要対協の調査権限強化

- 関係機関の要対協による調査への回答応諾を義務化するべく、児童福祉法を改正等【国】

◆ 要対協の体制強化

- 予防的支援を強化するため、各機関が協働して子供を支援していく責任を明確化
また、要対協の各機関に対する支援にかかる勧告・人材育成・事例検証等の実施を法定化【国】
- 調整機関に子家センをはじめ各機関からの職員を専任で配置するなどにより調整機能を強化
⇒ 支援中のケースの進行管理を徹底するとともに、時機を逸することなく個別ケース検討会議を開催し、各機関の連携強化を図る
- 要対協への専任職員配置や人材育成等の体制強化に係る財政支援【国】
- 関係省庁(厚生労働省、文部科学省、警察庁、法務省等)や関係団体(弁護士会、医師会、経済団体等)で構成される国レベルの協議会の実効性を確保した運用【国】
⇒ 学校、警察、司法などの関係機関が、要支援対策の担い手として、より一層能動的に協働して活動できるよう、制度改正や環境整備を図る

◆ 構成機関との連携強化のための情報共有体制構築

- 要対協構成機関の緊密・迅速な連携体制の構築(オンライン会議開催に係る環境整備への支援等)